

J R 東海労働関西地「申」第 2 4 号  
2 0 1 8 年 1 月 3 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 大阪第一・第二運輸所ダイヤ改正（行路・交番）に関する申し入れ

1月11日、会社は、次期ダイヤ改正における「行路・交番他」を提示したが、この間東海労は乗務員・乗客の生命と安全を第一に考え、「新幹線車内業務の見直し」における新幹線車掌3名から2名体制には一環して反対の立場を訴えてきた。しかし、会社は車掌を1名減らしても安全には問題はないとの姿勢である。

次期ダイヤ改正における「行路・交番」を検証した結果、乗務員の労働強化から安全・健康が確保されていない内容となっているため、以下のとおり申し入れる。

よって早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

#### 1. 交番順序について

- ①運転士の交番順序が「乗組・予備・乗組・予備・予備・予備」の6ヶ月パターンになるとの提案がなされた。予備月が3ヶ月連続になり、生活設計が成り立たない。予備月についても、休日指定を前月の10日に実施すること。
- ②各乗務員の交番順序（6ヶ月パターン）を2月末までには、明らかにすること。
- ③予備月についても就業規則55条にある通り、毎月25日までに翌月分勤務を指定すること。

#### 2. 準備報告時間について

- ①車掌・運転士のクルー化に伴い各運輸所、各駅、各車両所において算出した全ての準備報告時間を明らかにすること。
- ②運転士行路で短回と短区間巡回を含めた場合の準備報告時間について、相違を明らかにすること。
- ③車掌行路は発前が6分増になっているが、新型車掌携帯端末は取扱いが煩雑であるため、退出前にも6分増とすること。
- ④アルコール検査の実施に伴う時間について、明らかにすること。アルコール検知する時間を付加すること。

#### 3. 行路について

- ①食事時間については、十分な時間を確保すること。

大阪第一運輸所B302. 303. 313. 314行路、大阪第二運輸所B404. 405. 407. 409. 411. 415. 418行路については問題があり、改善

すること。少なくとも労働外時間として30分以上を確保すること。

- ②運転士の一丁半行路に入出庫を伴う大阪第一運輸所B304、305行路、大阪第二運輸所B403、405行路は入出庫を外すこと。
- ③行路の拘束時間については24時間以内で作成すること。特に27時間以上の拘束時間の行路大阪第一運輸所B308、1302、1307行路、車掌M・T308、310行路、大阪第二運輸所M・T412行路については改善すること。
- ④各組の拘束時間について標準化をはかること。大阪第二運輸所B401、402行路の東京段落ち時間2時間以内にすること。
- ⑤睡眠時間は6時間を確保すること。大阪第一運輸所B314、316、317行路、大阪第二運輸所B414、418、419、1402、1403、1404行路については改善すること。
- ⑥大阪第二運輸所M・T・B417行路の退出時間18時28分について、17時台に改善すること。
- ⑦車掌及び運転士の短区間巡回時に、列車の運行が乱れた場合の連絡方法及び指示方について明らかにすること。
- ⑧短巡回行路の目的を明らかにすること。
- ⑨短巡回行路、「新大阪～京都間」を「新大阪～名古屋間」に変更すること。
- ⑩短巡回行路、3往復から2往復に変更し、必ず労外時間を確保すること。また、休憩時間を増やすこと。
- ⑪短巡回行路、乗務する列車の着発時刻の間隔を15分以上確保すること。
- ⑫短巡回行路を車掌長交番にも平等に配置すること。配置してない理由を明らかにすること。
- ⑬短巡回行路、列車遅延発生時の運用に関する基本的考えを明らかにすること。
- ⑭短巡回行路、列車遅延発生時に次の列車の乗務のために走る事や急ぐような指示はしないこと。間に合わない場合等の判断や、次々列車の乗務を考えて待機するなど乗務員による判断を優先させること。
- ⑮短巡回行路における、待ち時間でのホーム巡回指示はやめること。
- ⑯新大阪駅ホーム、東京方乗務員待機室を常時開放すること。
- ⑰乗務員の移動時、各駅でのエスカレーター使用を認めること。
- ⑱勤務に制限がある乗務員の運用を明らかにすること。

#### 4. その他

- ①新型車掌携帯端末のマニュアル操作が煩雑であるため、乗務員から取扱いに苦慮している意見が多く出されている。再度、新型車掌携帯端末のマニュアル操作に対する教育訓練を実施すること。
- ②これまで発生した新型車掌携帯端末の不具合等を全て明らかにすること。
- ③新型車掌携帯端末のバッテリーの消費が早く、業務に支障をきたしている。バッテリー消費の問題を改善すること。
- ④新型車掌携帯端末の不具合やバッテリー改善が完了するまで、旧型車掌携帯端末を使用すること。
- ⑤車内でも新型車掌携帯端末を充電出来るように充電コードを設置すること。
- ⑥休養室に設置した充電コードで、各乗務員の労働外時間で充電をさせている。各乗務員に対して付加時間を付加すること。

- ⑦今回の施策実施に伴い定例訓練等で説明が行われている。しかし疑問を感じても、質問時間が十分に保障されていない中で、終了しているのが実態といえる。十分な時間を保障すると共に、広く社員の疑問、不安を払拭する方法を講じること。また、労働外時間において、社員が業務に関する質問時間を労働時間とすること。
- ⑥車掌・運転士のクルー化に伴い各運輸所の行路の拘束時間について、これまで拘束時間の短縮を主張してきたが、逆行した作成となっている。車掌・運転士のクルー化を解消すること。

以上